



別紙様式第2号 (第3関係)

令和4年8月23日

奈良市議会議長 北 良 晃 様

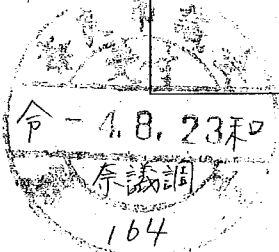
回答者 奈良市長 仲 川 元



### 文 書 質 問 回 答 票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく井上昌弘議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	県域水道一体化について
回答内容	<p>① 令和4年8月4日「第4回奈良市県域水道一体化取組事業懇談会」後の市長発言の趣旨について</p> <p>企業団への参加は、奈良市民に有益であるかどうか複数の要素を総合的に判断して行うものです。したがって、県の垂直補完やセグメント会計等特定の要素のみで、直ちに企業団参加を決定するものではありません。</p> <p>県域水道一体化の議論を進めていくなかで、県による垂直補完又はセグメント会計も判断の要素となることから、関係団体に論点として提示しています。</p> <p>② 条件提示のタイミングについて</p> <p>奈良県広域水道企業団設立準備協議会では、令和6年度に企業団を設立し、令和7年度の事業開始を目指しています。令和4年11月には基本計画案と基本協定案が作成される予定ですが、それまでに極めて限られた期間しかありません。そのような状況で、本市にとって最適解を導き出すために最善を尽くして</p>



います。

奈良市県域水道一体化取組事業懇談会で委員から貴重なご意見を多数いただいております、それらも踏まえた本市の論点を順次関係団体に提供し調整を図っています。

③ 「県による垂直補完とセグメント会計」について

県による財政的な垂直補完や地域ごとに異なる料金体系となるセグメント会計について、解決策の要素として示していますが、具体的な内容は、今後関係団体と調整していく必要があります。

県の垂直補完は、県からの回答を待っています。

セグメント会計の枠組みについては、奈良市、大淀町及び葛城市以外の市町村を一つの区分とすべきか、複数に分割するべきかなどは、協議会のなかで検討していく事項と考えています。

水道事業の広域化は、運営体制を強化し将来的に事業を継続していくうえで有効な手段の一つです。ゆえに、本市も前向きに企業団に参加できる条件を提案していますが、参加ありきで交渉しているわけではありません。

(担当部局：企業局経営部 共同事務推進課)

受理日	4年 8月 23日
-----	-----------